

金山町国土強靱化地域計画

令和3年2月

金山町

【 目 次 】

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 自然災害リスク

- 1 金山町における主な自然災害リスク・・・・・・・・・・・・ 4

第4章 脆弱性評価

- 1 評価の枠組み及び手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第5章 強靱化の推進方針

- 1 推進方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 推進方針の具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第6章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 進捗管理及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

《別冊》国土強靱化のための具体的施策

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 7 月 29 日に発生した新潟・福島豪雨災害は、住宅被害 104 棟、避難勧告 7 地区 369 世帯 861 人、自主避難 95 世帯 223 人、二本木橋、田沢橋、西部橋の流失、湯倉橋の損壊、J R 鉄橋 3 本が流失（本名駅～会津川口駅間の第五只見川橋梁、会津越川駅～本名駅間の第六只見川橋梁、会津横田駅～会津大塩駅間の第七只見川橋梁）するなど、町内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした町外への人口流出や風評被害など、町の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施により、大規模自然災害に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。国は、平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。また、福島県は平成 30 年 1 月に、「福島県国土強靱化地域計画」を策定した。

本町においても、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な町土・地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「金山町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「金山町総合計画」（以下「総合計画」という。）や「金山町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「災害に強いまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 計画期間

本計画の期間は、総合計画（前期）の期間である令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設の被害が最小化されること
- IV 迅速な復旧・復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ①大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念、基本計画及び県地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。
- 国、県、町、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施設及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 医療、福祉、教育の確保、新産業や雇用の創出等に取り組み、未来に向けて希望の持てる施策を展開していく。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 自然災害リスク

1 金山町における主な自然災害リスク

(1) 火山・地震災害

町東部には、活火山である沼沢火山があり、記録に残る火山災害が発生しているほか、付近には会津盆地西縁部断層、南会津の大内－倉村断層、栃木県北部の関谷断層等の活断層が存在しているなど、火山爆発や地震が発生した場合、被害を受ける可能性がある。

【過去の火山・地震災害の記録】

年号	西暦	月日	災害内容
紀元前	B.C.3600		沼沢火山爆発
慶長 16	1611	8・	会津大地震。河沼等の 23 カ村水没。 金山谷で堂岩崩落 関根・三更 2 カ村移転
文政 4	1821	11・19	沼沢火山活動し大石組大地震。 全家屋の 42.5%倒壊、負傷者多数
昭和 39	1964	6・16	新潟地震発生。土砂崩れで交通不能となり横田・中 川の水道管切断される
昭和 54	1979		群発地震発生
平成 16	2004	10・23	新潟中越地震発生（震度 4）。町道（亀裂、路肩の沈下、 落石などの被害）水道の濁り。土蔵の壁崩落等
平成 23	2011	3・11	東日本大震災発生（震度 4）

(2) 風水害・土砂災害

只見川が、滝沢川、山入川、霧来沢、野尻川等大小支流を合わせて町の中央部を貫流しており、大雨による災害の発生頻度が高いほか、東北地方日本海側一体のグリーンタフ地域の一部を占めているなど、複雑な地質で土砂災害が発生するおそれのある箇所が多数存在している。これまで、本町では台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が発生した歴史があり、近年では、平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨や平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨により、大きな被害が発生した。

【過去の風水害の記録】

年号	西暦	月日	災害内容
明治 元	1868	8・16	金山地方大洪水
8	1875	7・11	大雨洪水

	11	1878	4・4	大雨洪水
	〃	〃	8・7	大雨洪水
	12	1879	7・24	大雨洪水
	〃	〃	8・13	大雨洪水
	35	1902	9・29	大雨洪水
大正	2	1913	8・	只見川増水し、木橋の流失相次ぐ
昭和	16	1941	7・23	洪水
	31	1956	7・14	(～17日) 大雨洪水。会津線一時不通となる
	33	1958	9・18	大雨洪水
	36	1961	8・	集中豪雨による災害発生
	44	1969	8・12	未曾有の集中豪雨発生。死者 8 名、全壊流失家屋 22 棟、水沼橋流失、大岐部落壊滅。災害救助法適用される
	47	1972	2・	記録的集中豪雨となる
	54	1979	3・	突風による災害発生 (群発地震発生)
	56	1981		集中豪雨発生
	63	1988		異常気象で水稻大打撃
平成	7	1995	7・17	集中豪雨による災害発生
	16	2004	7・13	集中豪雨による災害発生
	23	2011	7・29	新潟・福島豪雨による災害発生。未曾有の大災害。 人的被害なし。住宅被害 104 棟、避難勧告 7 地区 369 世帯 861 人、自主避難 95 世帯 223 人 二本木橋流失、田沢橋流失、西部橋流失、湯倉橋損壊、 JR 鉄橋 3 本流失 (本名駅～川口駅間の第五只見川橋梁・越川駅～本名駅間の第六只見川橋梁・横田駅～大塩駅間の第七只見川橋梁) 激甚災害に指定される
	27	2015	9・10	関東・東北豪雨による災害発生 玉梨横井戸地区で 3 世帯 6 人自主避難
	29	2017	7・18	(～19日) 大雨による被害 川口栗ノ牧地区の 5 世帯 17 人に避難指示発令
令和	元	2019	10・12	(～13日) 台風第 19 号による大雨発生 避難準備・高齢者等避難開始 17 地区 690 世帯 1321 人。 町内 5 箇所の避難所に 105 人が避難。玉梨地区で 2 世帯 7 人が自主避難

【過去の土砂災害の記録】

年号	西暦	月日	災 害 内 容
昭和 38	1963		三更地区で山崩れ頻発し、民家 6 戸移転
39	1964	4・16	ブナ坂大崩落し、三更地区に大被害 三更地区は後に分散移転する
平成 17	2005	3・13	下大牧地区で土砂崩れ。JR 只見線車両が脱線 避難勧告 13 世帯 29 人
19	2007	2・7	小栗山地区で土砂災害 10 世帯 25 人に避難指示。住宅被害 2 棟
〃	〃	2・21	小栗山地区で 7 日と同じ箇所再崩落。1 世帯 5 人自主避難
25	2013	3・17	川口栗ノ牧地区で土砂崩れ 6 世帯 16 人に避難勧告。住宅被害 1 棟

(3) 雪災害

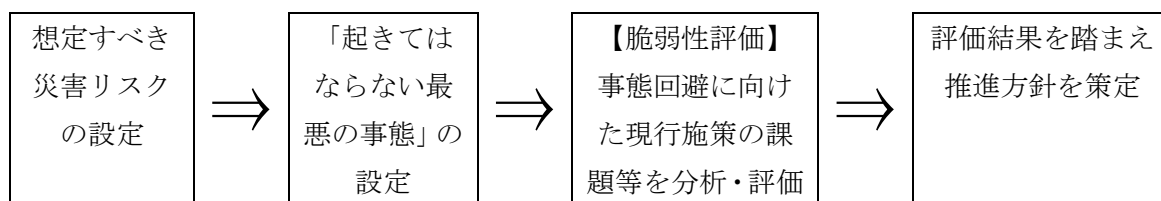
本町は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づく特別豪雪地帯に指定されている。年間降水量のほぼ半分が雪によるもので、一晩に 1 メートル以上の降雪となることもあり、最深積雪が 5～6 メートルにも達することから、積雪・雪崩等による被害のリスクを抱えている。

【過去の雪災害の記録】

年号	西暦	月日	災 害 内 容
明治 14	1881	2・7	会津地方大雪
39	1906	5・23	(～25 日) 霜害
42	1909	5・18	(～19 日) 霜害
44	1911	5・16	霜害
昭和 8	1933		12 月より翌年 4 月にかけて大雪。積雪量 3m を越す
52	1977		豪雪による事故相次ぐ
平成 8	1996	2・10	豪雪により旧沼沢小学校体育館倒壊
13	2001	1・4	大雪による被害。7 地区で停電。携帯電話の不通 (4 日～13 日)。住宅への倒木被害 1 件。床下浸水 2 戸。
18	2006	1・24	豪雪により、町道水沼沼沢線後山地区と町道上大牧線桑畑地区の除雪について県を通じ自衛隊へ協力要請。25 日から 3 日間、自衛隊による除雪作業実施
22	2010	12・24	(～26 日) 大雪による被害。非住家被害 6 棟、停電 240 世帯 (小栗山・八町・玉梨・沼沢・太郎布・三更)

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（＝脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するため必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



（１）本計画の対象とする災害リスク

過去の町内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、本町は様々な自然災害のリスクを抱えていることから、ひとたび災害が発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらす可能性がある。そこで、大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

（２）「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画、県の地域計画を踏まえ、本町の地域特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じると想定される27の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8 項目)		起きてはならない最悪の事態 (27 項目)	
①	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1－1	地震等による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1－2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1－3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1－4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1－5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
②	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2－1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2－2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2－3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2－4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2－5	医療・福祉施設関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2－6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
③	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3－1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4－1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4－2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
⑤	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5－2	食料等の安定供給の停滞

⑥	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6－1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6－2	上下水道や汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6－3	基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態
		6－4	異常渇水等による用水の供給途絶
⑦	制御不能な二次災害を発生させない	7－1	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7－2	有害物質の大規模拡散・流出
		7－3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
⑧	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8－2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8－3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8－4	貴重な文化財や環境的資産の喪失

2 評価結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、回避に向けた評価結果をまとめた。

① 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生

<町有施設（庁舎等）の耐震化等>

- 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、「金山町公共施設等総合管理計画」に基づき、全庁的な進行管理を行いながら町有建築物の耐震化を進め、防災拠点となる庁舎等の耐震性を確保するとともに、防災拠点施設として機能を発揮できるよう、庁舎等の長寿命化対策に取り組む。

<教育施設の耐震化等>

- 学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。

<診療所・保健福祉施設の耐震化等>

- 診療所・保健福祉施設については、自ら避難することが困難なものも多い入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受け入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、施設の維持・老朽化対策を計画的に進める。

<橋梁施設の耐震対策等>

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・町役場を結ぶ緊急輸送路において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

<空き家対策の推進>

- 適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高く、周辺環境の衛生、景観、防犯等の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、国、県、町及び民間等が連携して総合的な空き家対策を推進する。

＜消防団の充実・強化＞

- 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備に取り組み、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

1－2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
-----	--------------------

＜河川管理施設の整備等＞

- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等に取り組むとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を常時確保する。

＜洪水対策体制の強化・洪水ハザードマップの更新＞

- 台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民等の生命・財産を守るため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき策定した発令基準により、遅滞なく避難指示等を発令するとともに、適切に洪水ハザードマップの更新を行うなど、関係機関が連携して洪水対策体制を強化し、防災・減災対策の充実を図る。

＜水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築＞

- 全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築し、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、防災組織体制の整備を図る。いかなる災害発生時においても、防災組織体制の万全を期すため、町民に対する災害・被害情報を提供する手段として防災行政無線及び光ファイバー網を利用した音声告知端末の整備充実を努め、停電時の電源確保のための非常用電源設備の整備等を促進する。

土砂災害等からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた要配慮者利用施設の避難体制の強化対策として、平成 29 年 6 月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者の把握に努める。さらに、災害発生時の職員マニュアル、避難所運営マニュアル等を作成し、組織体制を強化する。

今後も、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進するとともに、地域防災に関する講習会や小・中学校での出前講座の開催により、地域住民の防災意識の向上を図るなど、土砂災害対策の推進に取り組む。

- 水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒

区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、県と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難態勢の充実・強化を支援していく。

1－3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
-----	---

＜地すべり防止施設の整備等の促進＞

- 町内には農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が1箇所16.15ha（玉梨字横井戸地内）あり、また既存の地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、県地すべり対策計画に基づく地すべり防止施設の整備と既存施設の適切な維持管理に、県と連携して取り組む。

＜治山施設の整備等の促進＞

- 平成27年9月の関東東北豪雨災害などの度重なる豪雨・長雨により法面崩壊等の山地災害が町内各地で発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を、県と連携して、計画的に促進する。

＜砂防関係施設の維持管理の促進＞

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理を、県と連携して計画的に促進する。

＜水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築＞〔再掲〕

1－4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
-----	-------------------------------

＜豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化＞

- 過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められることから、県、町、関係団体及び地域住民が一体となって、雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化に取り組み、「安心して快適に暮らすことのできる、雪と共生する魅力ある地域作り」を推進していく。

<雪崩対策の推進>

- 町内には 44 箇所の雪崩危険箇所がある。町民の安全・安心な生活環境を確保するため、雪崩危険箇所における必要な予防対策を進めるとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者施設の関係者等に対する雪崩被害防止に係る啓発活動に取り組み、雪崩対策の推進を図る。

<道路の防雪施設の整備>

- 人家が連続して排雪スペースがなく除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部などにおいて、路面凍結によるスリップ事故等を防止し、冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設や凍結抑制舗装の整備等を県と連携して促進するとともに、雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設を計画的に整備し、冬期間における道路交通対策の推進を図る。

<道路の除雪体制の確保>

- 暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進する。
- 冬期通行不能区間の発生による交通途絶を回避するため、冬期間のアクセス経路を複数確保するなど、冬期通行不能区間の解消に向けた道路整備を推進する。

<雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起>

- 大雪・暴風雪による被害や交通障害の発生時に迅速かつ的確に対応するため、災害時応援協定に基づく物資・燃料の提供等や避難所開設、自衛隊災害派遣要請等に係る関係機関との連携強化に向けた取組を継続していくとともに、降雪時期の除雪作業や交通事故の防止、雪害に対する備えなどについて、注意喚起を適切に行う。

1 - 5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
-------	-------------------------------

<住民等へ情報伝達体制の強化>

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、防災行政無線や光ケーブルを利用した音声告知端末のほか、災害情報共有システム（通称「L アラート」：市町村が発表する災害関連情報を NHK 放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧でき、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が行われる。）の運用や携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信、町公式ホームページ、町公式フェイスブック、スマートフォン向け防災アプリといった複数の災害情報発信手段の構築・利用普及に取り組む。

今後も、県をはじめとした関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する必要がある。非常通信手段として防災行政無線や音声告知端末の整備・維持に努めるとともに、災害情報の発信手段の多重化により、担当職員が複数の情報発信を行うことで負担が集中することが懸念されることから、複数職員による訓練の実施や情報を複数の手段へ一斉配信できるシステムの導入など、迅速かつ確実な情報発信が行える環境を整備する。

<避難行動要支援者対策の推進>

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想されることから、災害発生時、速やかに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、避難行動要支援者名簿の更新や対象者 1 人 1 人の具体的な個別支援計画を作成するとともに、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施し、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進する。

<福祉避難所の充実>

- 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため指定した福祉避難所について、関係機関と連携して開設・運営訓練を実施し、福祉避難所の充実を図る。

<訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化>

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、国、県のほか、警察、消防、自衛隊などの関係機関や消防団、自主防災組織との連携と災害対応力の強化を推進するとともに、町民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

<自助・共助の取組促進>

- 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、防災講座など、様々な事業を通じて、町民の自助・共助の取組を促進していく。

<自主防災組織等の強化>

- 自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダーの育成や防災訓練への参画など、自主防災組織の活動を促進する取組を継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

<東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進>

- 児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進する。

<学校における災害対応行動マニュアルの充実>

- 災害発生時において児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等をとれるよう、各学校における災害対応行動マニュアル（危険等発生時対処要領）の見直しに継続して取り組むとともに、学校施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を推進し、学校における災害対応行動マニュアルの実効性を高めていく。

② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<応急給水体制の整備>

- 大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄に継続して取り組むとともに、県及び水道事業者の連携・協力による給水対策や自衛隊への応急給水の応援要請など、応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関及び協定締結団体との連携をより一層強化し、応急給水体制の整備を推進する。

<上下水道施設の防災・減災対策>

- 大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、将来的な水需要等を踏まえた水道施設（基幹管路や水源施設、配水池、水源地、水管橋など）の耐震化や更新、非常用電源設備等のバックアップ機能の充実、適切な維持管理を計画的に推進するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を推進する。

<物資供給体制の充実・強化>

- 大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定の締結団体との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組むとともに、防災訓練の実施等を通じて災害時における物資供給体制の充実・強化を推進する。

<非常用物資の備蓄>

- 災害発生時においても、避難している被災者や在宅被災者等に対する生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄を行うとともに、備蓄倉庫の確保にも取り組む。また、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく。

<大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化>

- 大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、友好都市・近隣市町村との応援協定等を締結し、人的・物的支援について町村間の広域応援体制を構築する。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、

広域応援体制の充実・強化を図っていく。

<緊急輸送道路の防災・減災対策の促進>

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、県と連携し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

<迂回路となり得る農道・林道の整備促進>

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時ににおいて、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも県と連携し、計画的な農道・林道の整備を促進する。

<「道の駅」防災拠点化の推進>

- 災害等の発生時において、救援物資等の運送拠点や防災関係機関の活動拠点、広域避難における中継・休息施設などに「道の駅」を利用することにより、円滑な災害対応を実現するため、「道の駅」の防災拠点化を推進する。

<自助・共助の取組推進>〔再掲〕

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
-----	--------------------

<砂防関係施設の維持管理の促進>〔再掲〕

<緊急輸送道路の防災・減災対策の促進>〔再掲〕

2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-----	---------------------------------

<迂回路となり得る農道・林道の整備促進>〔再掲〕

<訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化>〔再掲〕

＜自衛隊、警察、消防等による災害対応のための連携体制の充実・強化の促進＞

- 大規模自然災害発生時において、自衛隊、警察、消防等が迅速かつ的確な災害対応を行うため、重機による救出・救助活動支援、交通障害物の撤去や高速道路の通行規制等による緊急交通路の確保、鉄道の状況に関する情報提供や帰宅困難者の滞留場所確保、物資・食料等の調達、緊急ラジオ放送等、平時から関係機関との連携内容を相互に確認するなど、県と協力し、関係機関との連携体制の充実・強化を促進する。

＜消防団の充実・強化＞〔再掲〕

2－4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
-----	----------------------------

＜診療所における非常時使用燃料等の確保＞

- 災害時に多発する救急患者の救命医療等を確保するため、災害に伴う停電が発生した場合であっても、診療所における医療活動を維持するため、非常用発電機の維持管理及び燃料の備蓄等を適正に行い、診療所の機能確保に取り組む。

＜緊急車両等に供給する燃料の確保＞

- 災害時において、緊急車両や施設等の燃料を確保するための給油所と燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結や、緊急車両等への給油や医療・避難施設等へ燃料を配送する給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組む。今後も、関係機関・各種団体との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。

2－5	医療・福祉施設関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
-----	--

＜災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持＞

- 災害時において町民等が必要とする医薬品や衛生材料等は、災害発生から 3 日間程度の初動期に確保することが困難となることから、災害時における医薬品等の備蓄・供給に係る業務委託や福島県災害時医薬品等備蓄供給システムにより、県と連携し、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の強化を推進する。

＜災害時医療・福祉人材の確保の促進＞

- 災害時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、県や関係団体との連携を強化し、訓練や研修等の機会を捉え、災害時医療救護に関する協定や福島県災害派遣福祉チームに関する協定に基づく対応を相互に確認し、災害時における医療・福祉の人材確保を推進する。

<診療所における情報通信手段の確保>

- 災害時における診療所の情報通信手段の確保を推進するとともに、診療所の施設やライフラインの被害状況、患者受信状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療システム（E M I S）を活用した円滑な対応を展開するため、県内の医療機関に対するE M I Sの操作説明や訓練等に参加していく。

<診療所・保健福祉施設の耐震化等> [再掲]

<福祉避難所の充実> [再掲]

2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
-----	----------------------

<感染症予防措置の推進>

- 災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐため、感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発に取り組むなど、感染症予防措置を推進する。

<下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進>

- 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかに高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、計画の策定や情報伝達訓練の実施等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

<下水道施設の維持管理>

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

<単独処理浄化槽・汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換促進>

- し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症の蔓延予防を図り、浄化槽の災害体制を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、さらに、汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	---------------------------

<業務継続に必要な体制の整備>

- 大規模災害発生時に町の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続計画を策定し、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制を整備するとともに、業務継続のための訓練や非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実効性を高める取組を推進していく。

<受援体制の整備>

- 大規模災害発生時には、町が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があり、膨大な応急対策業務の発生が見込まれる。これらに対応する他自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み、受援体制を整備する。

<防災拠点施設の機能確保>

- 災害が発生した場合でも、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である役場庁舎等の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

<町有施設（庁舎等）の耐震化等>〔再掲〕

<訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化>〔再掲〕

<大規模災害時等における広域応援態勢の充実・強化>〔再掲〕

<緊急車両等に供給する燃料の確保>〔再掲〕

<電力関係事業者との連携強化>

- 大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、総合防災訓練における電力復旧訓練の実施などを通じ、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組んでいく。

④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
-----	------------------------

＜防災拠点施設の機能確保＞〔再掲〕

＜情報システムの業務継続体制（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の強化＞

- 大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断せず、また、中断に至ったとしても速やかに復旧させるため、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報システムによる業務継続の体制強化を推進する。

＜情報通信設備の耐災害性の強化＞

- 地震や停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムのサーバ統合や民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用管理等の検討を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

＜多様な通信手段の確保＞

- 災害発生時において、災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行うため、県と連携した福島県総合情報通信ネットワークシステムによる通信機器（電話・FAX・TV 会議システム）の維持管理、衛星携帯電話の配備など、多様な通信手段の維持・確保に取り組んでいく。

＜診療所における情報通信手段の確保＞〔再掲〕

＜住民等への情報伝達体制の強化＞〔再掲〕

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	------------------------------------

＜テレビ・ラジオ放送網の耐災害性の強化＞

- 町では、町内全域に光ファイバー網を構築し、防災行政無線と連動した音声告知端末及び地上デジタルテレビ放送の受信環境を整備した。また、災害時には、災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の運用による災害関連情報を音声告知端末に配信できる体制を構築した。大規模災害が発生した場合には、光ファイバー網が直接切断することは少ないが、電

柱や木が倒れ断線するケースが考えられ、幹線が断線すると地域への情報伝達や、気象警報、避難勧告等の重要な情報を住民に伝達できない事態になってしまう。また、大規模災害時には、業者の早急な対策が困難になり復旧に時間を要することが想定されるため、大規模災害に備えた対策の検討が必要である。光ファイバー網について可能な限りの強靱化の推進はもとより、緊急速報メールの整備、SNSを活用した情報共有の強化、防災情報の一斉配信システム、スマートフォン向け防災アプリの導入など、テレビ放送が中断した場合を想定した情報伝達手段の多重化対策を進めるとともに、広報車等を活用した住民への直接的な情報伝達にも努める。

<放送事業者との連携強化>

- 災害時において、町民及び町外関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱の防止及び適切な行動を支援するため、災害時における放送要請に関する協定を締結している各放送事業者と町が円滑に情報伝達や意思疎通を行えるよう、相互に顔の見える関係づくりを進めるなど、連携を強化しながら、災害時における広報活動の充実を図る。

⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
-----	---------------------------------

＜企業の事業継続計画（BCP）策定の支援＞

- 県のBCP策定支援セミナーへの参加促進など、町内企業の事業継続計画（BCP）策定及び企業の防災力向上を支援する。

＜緊急輸送道路の防災・減災対策の促進＞〔再掲〕

＜迂回路となり得る農道・林道の整備促進＞〔再掲〕

＜橋梁施設の耐震対策等＞〔再掲〕

5－2	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

＜緊急輸送道路の防災・減災対策の促進＞〔再掲〕

＜迂回路となり得る農道・林道の整備促進＞〔再掲〕

＜食料生産基盤の整備＞

- 食料生産基盤である農地は、雨水の一時的貯留や下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しているが、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

＜農業水利施設の適正な保全管理＞

- 町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組むなど、安全安心な農山村づくりを促進する。

⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6－1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
-----	------------------------

＜町の要請に基づく避難所等へのＬＰガス供給＞

- 災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なＬＰガス燃料、器具等を確保できるよう、事業者と協定を締結するとともに、いつ起こるかかわからない災害に備えて、日頃から協定に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、協定事業者との連携強化に取り組む。

＜電力関係事業者との連携強化＞〔再掲〕

＜緊急車両等に供給する燃料の確保＞〔再掲〕

＜再生可能エネルギーの導入拡大＞

- 大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入拡大を促進し、エネルギー供給源の多様化を促進する。

6－2	上下水道や污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	--------------------------

＜上下水道施設の防災・減災対策＞〔再掲〕

＜下水道業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・推進＞〔再掲〕

＜下水道施設の維持管理＞〔再掲〕

＜単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進＞〔再掲〕

＜農業集落排水施設の整備等＞

- 老朽化した農業集落排水処理施設の改築・更新を推進するとともに、施設の長寿命化を計画的に進めるための整備構想の策定や適切な施設の修繕・更新に取り組み、環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持及び公共用水域の水質保全を推進する。

6 - 3	基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態
-------	-------------------------

＜緊急輸送道路の防災・減災対策の促進＞〔再掲〕

＜迂回路となり得る農道・林道の整備促進＞〔再掲〕

＜橋梁施設の耐震対策等＞〔再掲〕

＜地すべり防止施設の整備等の促進＞〔再掲〕

＜砂防関係施設の維持管理の促進＞〔再掲〕

＜道路の防雪施設の整備＞〔再掲〕

＜道路の除雪体制の確保＞〔再掲〕

＜河川管理施設の整備等＞〔再掲〕

＜鉄道施設の復旧・基盤強化＞

- 本町を横断するＪＲ只見線は、平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨災害によって橋梁等に甚大な被害を受け、一部不通区間が発生しているが、本線は、町民の重要な生活交通基盤であり、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、県と連携し、全線復旧・運行再開に向けた取組を着実に推進していく。

＜地域公共交通の確保＞

- 鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要であることから、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、町中循環バスやデマンド型交通システムの導入など、地域公共交通の維持・確保のための取り組みを推進する。

6 - 4	異常渇水等による用水の供給途絶
-------	-----------------

＜渇水時における情報共有体制の確保＞

- 渇水が発生した場合でも、町内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けた取組を促進する。

＜農業用水の渇水対策＞

- 異常渇水の発生時、または発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

＜農業水利施設の適正な保全管理＞〔再掲〕

⑦ 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

<農業用ため池の適切な維持管理>

- 東日本大震災では、多くのため池で決壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、農業用ため池ハザードマップを作成し、農業用ため池の防災・減災対策の推進を図るとともに、不要なため池の廃止も検討する。

<河川管理施設の整備等>〔再掲〕

<砂防関係施設の維持管理の促進>〔再掲〕

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

<有害物質の拡散・流出防止対策の推進>

- 災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、県と連携して工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境（大気・排水等）の調査に取り組むとともに、工場・事業場における管理規定の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進し、有害物質使用事業場における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

<アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体>

- 災害発生時において、アスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平常時から県をはじめとする関係機関との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。

<PCB廃棄物の適正処理の促進>

- 災害等の発生によってPCBが拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者がPCB廃棄物を速やかに適正に処理するとともに、処理完了までの間に本体・保管容器の転倒・漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められることから、県と連携して事業者に対する指導等を継続・強化し、PCB廃棄物の適正処理を促進する。

＜食料生産基盤の整備＞〔再掲〕

＜地すべり防止施設の整備等の促進＞〔再掲〕

＜治山施設の整備等の促進＞〔再掲〕

＜災害に強い森林の整備の促進＞

- 過疎化に伴う急激な人口減少等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等、森林が有する多面的機能が低下していることから、県と連携し、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。

＜農業水利施設の適正な保全管理＞〔再掲〕

＜鳥獣被害防止対策の充実・強化＞

- 近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策にあたる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組むなど、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

＜農業・林業の担い手確保・育成＞

- 農業者の高齢化や農業経営体数が減少している中において、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化の促進、経営基盤の強化による営農再開や農業経営の維持継続に取り組む。
- 過疎化に伴う急激な人口減少等により停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、林業担い手確保・育成に取り組む。

⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<災害廃棄物処理計画の策定・推進>

- 被災地における応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の災害廃棄物対策指針に準拠した町の災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理体制の強化を推進する。

<災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化>

- 大規模な地震や水害等の発生時には、通常通りの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する災害時応援協定を関係団体と締結し、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に取り組んでいく。

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化> [再掲]

<復旧・復興を担う人材の育成>

- 大規模災害発生時において、損壊の危険がある被災建築物や土砂災害危険箇所等における二次災害の発生を防止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進する。

<災害時応援協定締結者との連携強化>

- 大規模災害発生時において、建設関係事業者による広域的な応援協力による応急対策（被災状況の調査や公共施設の応急復旧等）を迅速かつ効果的に行うため、防災訓練等を通じて協定内容や初動対応等を確認するなど、災害時応援協定を締結している建設関係事業者との一層の連携強化を図る。

<災害・復興ボランティア関係団体との連携強化>

- 大規模災害が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災

害ボランティアセンター運営講座、NPOや社会福祉協議会との連携・協働に向けた合同会議等への参加など、県内のボランティア関係団体等との連携を強める取組を促進し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図る。

8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------

＜地域コミュニティの再生・活性化＞

- 地域コミュニティは災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であることから、地域おこし協力隊など、外部人材の活用による集落等の活性化を図るほか、定住・二地域居住の推進により、地域の担い手を確保していくとともに、地域資源を活用した事業化の支援など、住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化を図っていく。

＜地域公共交通の確保＞〔再掲〕

＜自助・共助の取組推進＞〔再掲〕

＜自主防災組織等の強化＞〔再掲〕

＜避難行動要支援者対策の推進＞〔再掲〕

8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
-----	-----------------

＜文化財・環境的資産の防災対策＞

- 文化財・環境的資産は、町の自然・歴史・文化的環境の中で生まれ、継承されてきたものであることから、確実に保存し後世へ継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用することが求められている。こうした文化財や環境的資産を保管・展示するための防災対策を推進する。

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策を検討した。

取り組むべき施策については、下記の11項目の施策分野に基づき、設定する。

強靱化施策分野（11項目）	
1	行政機能／警察・消防等
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林水産
8	環境
9	町土保全・土地利用
10	リスクコミュニケーション
11	長寿命化対策

2 推進方針の具体的内容

11項目の強靱化施策分野と脆弱性評価で設定した27の「起きてはならない最悪の事態」の関係及び取り組むべき強靱化施策を整理した内容は、別冊（国土強靱化のための具体的施策）のとおりである。

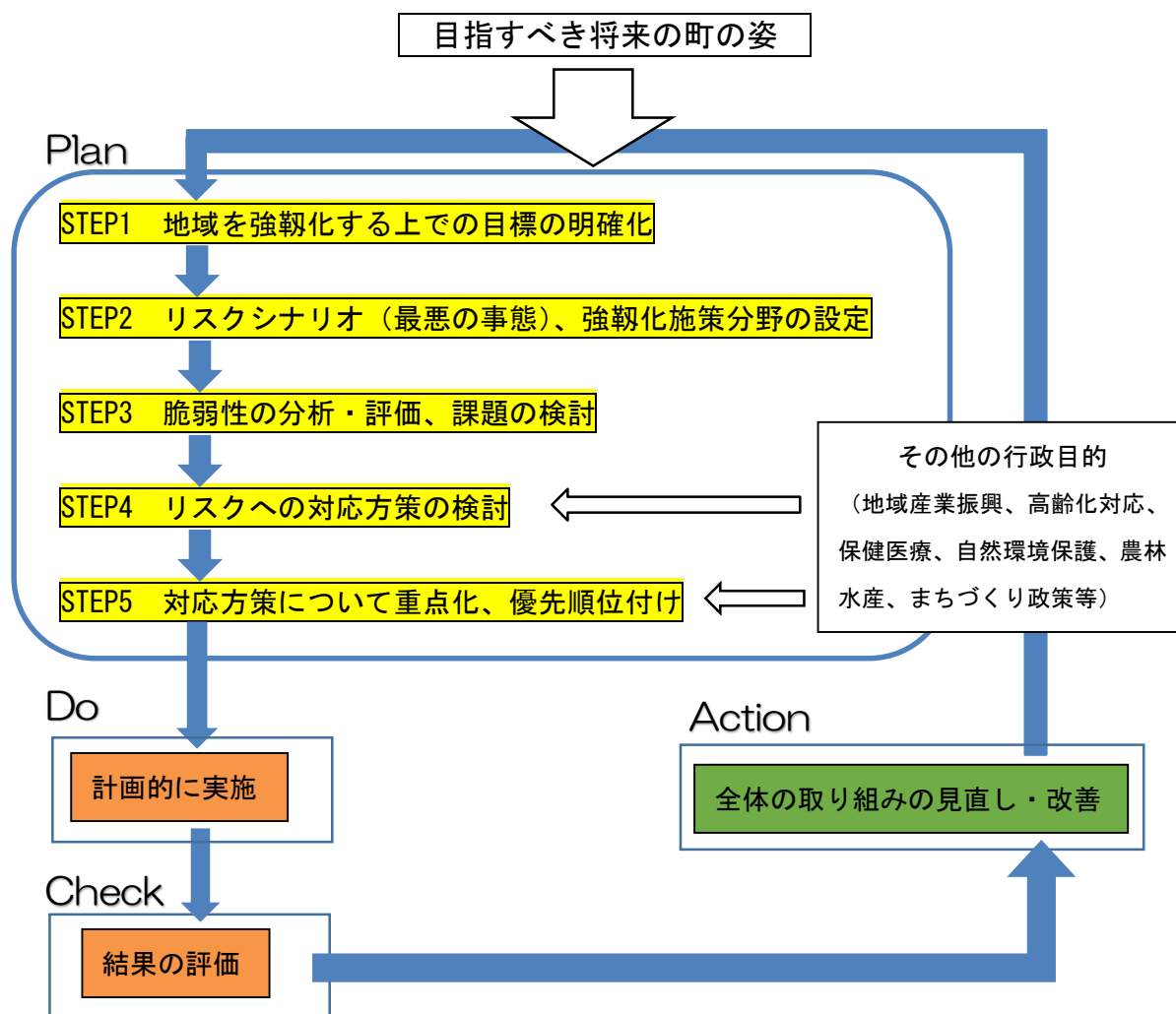
なお、本計画で設定した27の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

1 推進体制

本計画の推進については、金山町国土強靱化地域計画推進連絡会議を中心とする組織横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に関する進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「災害に強いまちづくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を図りながら、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



金 山 町 国 土 強 靱 化 地 域 計 画

令和3年2月

金山町 総務課

〒968-0011 福島県金山町大字川口字谷地 393 番地

電 話 : 0241-54-5111

F A X : 0241-54-2117

H P : <http://www.town.kaneyama.fukushima.jp/>